

報道各位

新潟市教育委員会

教職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

このことについてのお問合せは、本日午後7時までにお問い合わせいたします。

記

1 処分内容

被処分者

市立中学校 事務職員 50代 女性

処分の量定

減給（10分の1）3月

非違行為の概要

令和元年度から令和2年度までの間、会計事務において、計算誤り、児童の取違い等による請求漏れを生じ、学校給食センターへの支払いに不足を生じたにもかかわらず是正措置を講じず、自費による立替払を行ったり、過大に集金した児童への返金を行うことができないまま放置したりと、不適正な処理を行った。

2 処分年月日

令和5年9月25日

3 監督責任

教頭 戒告（懲戒処分）

問合せ先

学校人事課 課長補佐 山本 郁雄

直通電話 025(226)3234